

取組34 いじめ・不登校対策の推進

現状

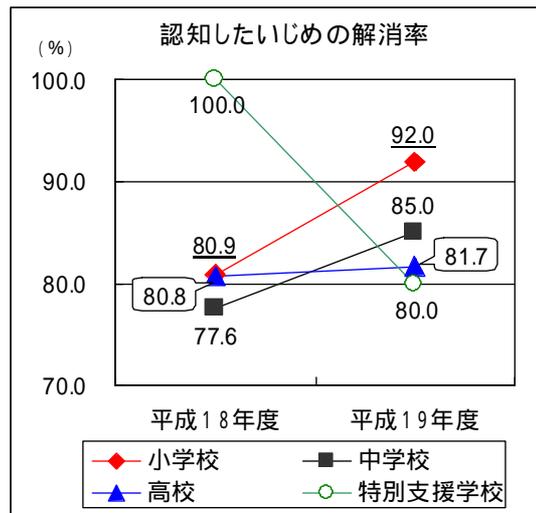
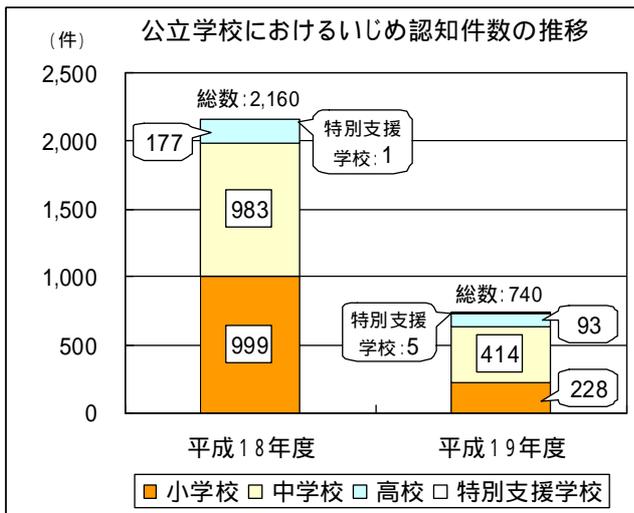
1 いじめ

平成19年度にいじめを認知した本県の公立学校の割合は37.9%であり、いじめ認知件数は740件でした。

平成19年度にいじめ認知件数は、前年度と比べて減少したものの、決して沈静化したとは言えず、依然として憂慮すべき状況となっています。

いじめの態様で多いのは「冷やかしゃやかからかい等」、次いで「軽微な暴力」「仲間はずれ等」で、携帯インターネットを使ったいじめが増加しています。

なお、いじめ認知件数の86.8%は学校の指導の結果解消しています。



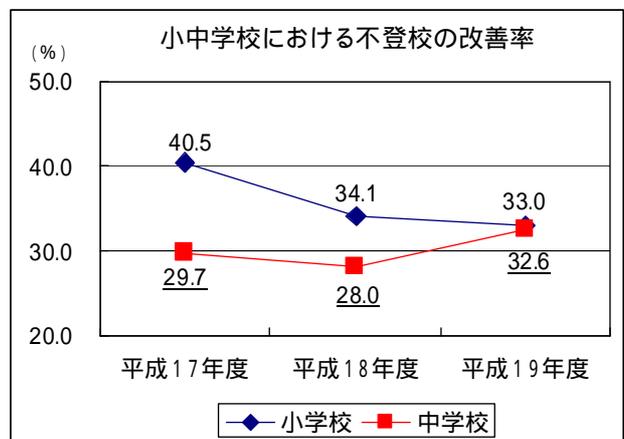
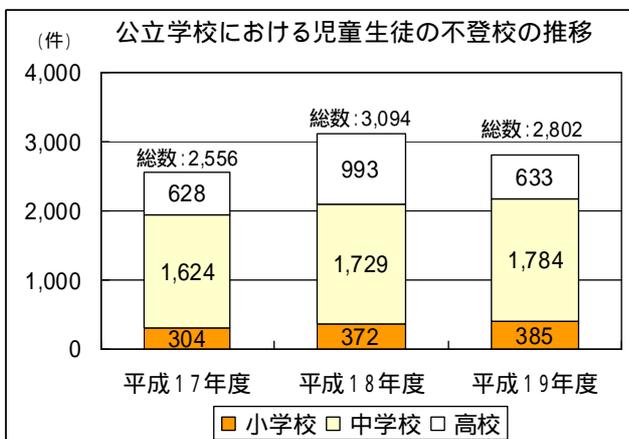
2 不登校

平成19年度の本県の公立学校における不登校児童生徒数は、小学生385人、中学生1,784人、高校生633人であり、前年度と比べて、小中学生で増加し、高校生で減少しました。

特に小学6年生が中学1年生になると、不登校は113人から432人と4倍近くに増加し、「中1ギャップ」と言われる現象が本県でも出現しています。

不登校になるきっかけとしては、不安や無気力などの本人の問題、親子関係や友人関係をめぐる問題が多いですが、不登校の原因・背景は複雑で、特定できない場合も多くあります。

また、公立小中学校の不登校児童生徒のうち、約3割が年度内に登校できるようになっています。効果があった対応として、学校がスクールカウンセラーや福祉機関等と連携して組織的に支援したことや、家庭訪問で家庭状況の把握や指導・援助を行ったり、電話などによる声かけをしたりしたことが挙げられます。



課題

- ・いじめ・不登校の未然防止と、早期発見に向けた学校における指導を充実すること
- ・児童生徒に対する相談支援を充実すること
- ・学校と保護者、関係機関との連携・協力を密にすること
- ・児童生徒の人間関係力や自己有用感を高めること

取組の方向

- ・学校における指導を充実し、他人をいたわる心や、望ましい人間関係をはぐくみます。
- ・小中学校間の連携を推進するとともに、中学校1年生の生活指導を充実します。
- ・スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、生徒指導担当嘱託員及びいじめ対策室（総合教育センター内）等による児童生徒への相談支援を充実します。
- ・教員やSC、SSWなどによる家庭への支援のほか、適応指導教室^(*)や福祉関係機関など家庭、地域、関係機関が連携・協力して児童生徒を支援します。
（ ）適応指導教室：市町村教育委員会等が、公的施設を使って、不登校の小中学生の学校復帰を目指して学習等の援助を行うために開設している教室。17市町村が29箇所、総合教育センターが1箇所開設している。（平成20年度）
- ・人間関係力や自己有用感の醸成に資する自然・社会体験活動を充実します。

主な事業の概要

事業の概要	担当部署
・いじめ・不登校対策総合推進事業 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し児童生徒の相談支援などを行います。	義務教育課 高校教育課
・中学校第一学年生活充実支援非常勤講師配置(通称：わかばプラン) 中学校1年生の4学級以上校に非常勤講師を配置し、複数の教員で対応することにより、学習指導や生活指導を充実します。	学校人事課
・いじめ対策室による相談体制の推進 電話、メール・FAX及び来所による相談を通年にわたり行います。	総合教育センター
・豊かな体験活動推進 集団活動を通して、社会性や自立心等をはぐくむため、学校教育活動や少年の家などの社会教育施設で自然体験・生活体験活動を実施します。	義務教育課 高校教育課 生涯学習課
・少年相談の推進 いじめ・不登校等、少年に関するあらゆる相談に対応します。	県警少年課少年育成センター

達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H19)	目標年度の状況 (H25)
・認知したいじめのうち、指導の結果解消した件数の割合	(小中) 88% (高校) 82%	100%
・小中学校における不登校の改善率 (継続的に登校できるようになった児童生徒の割合)	(小中) 33%	登校ができるようになる割合を向上
・不登校出現率(県立高校)	1.5%	1.0%